

が母に、伊奈の本多の事、尋仰られしに、三河國の本多は、伊奈を以て嫡流とす、されど昔より當國に其數多き本多の人々、伊奈の本多の外に、一城をも領し候ものはさぶらはず、二郎三郎どの、御時に祖父にて候者にこそ、紋をば望ませ玉ひし御事も候つれと申し、といふ、忠房の母は、正忠の孫にて、忠俊が娘なりき、ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき目貫髮搔小刀の柄に、葵の丸の紋あり、これに因て思ふに、葵の丸は、初より新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一説なればこゝに附す。

〔紳書〕三神祖○德川家御旗は、白地に三ツ葵の丸也、一説に、御家人本多、此は城州愛宕郡賀茂の社務職也しかば、葵を以て紋とす、公御もらひ有之、御紋とせられしかば、本多は立葵を用ひて、御紋にわかつと、一説に、三州矢作の領主島田平藏が紋なり

〔渡邊幸庵對話〕權現様御紋は、かたばみ也、葵の御紋は、本多家立葵の葉を御貫、かたばみの如くに被成御付候也、此葵を金印に被仰付、夫にて御紋の形押申候、常に戸田左門氏鐵の姉に御預置也、依之予が方へ傳り申候とて見せ被申候、金はインヌ也、被遊御付候御紋の恰好、廻りの輪は、輪にあらず、蔓葵也。

〔葵御紋考〕御紋の事は、御家の御秘要なれば、容易に論判議定すべき所にあらず、然るに古より葵の御紋につきては、本多酒井の兩家より、捧るの二つをのみ是非の論有て、他の評に及ぶ者なし、予管見古書にくらし、何ぞ能此事の實證を得べき、但諸書に散在せるを見るに、諸説の異儀紛々として分明ならず、○中略は貴賤共に最要なり、既に諺にも、一子の争ある時、其胞衣を水上に浮洗ふとき、家紋現出すと云り、されば猥に附紋するものに非ず、况や御當家の御紋の事をや、○中略茲に於て猥にゑるす事にはな

關氏藏書云、應仁之頃、實熙○藤原上洛之時、自其國中小士奉送之、故任三河守、賜口宣、○中略信光家督後